

令和5年度における国立研究開発法人科学技術振興機構
の中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人科学技術振興機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、当機構の前年度までの契約実績を上回るよう努め、全体として比率が55.7%、金額が約40億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るよう努め、比率3.0%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等において調達する場合、当該被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限することのないよう、適切な調達に努めるものとする。

2 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1の前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて適宜検討し、適切に対応するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合には案件ごとの事情を勘案してオンラインでの会議等を活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際にはメールや郵送等でも対応するなど、入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

なお、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとし、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページに掲載することにより、中小企業・小規模事業者を提供す

るよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

契約部の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の更なる活用のため、必要に応じ、審査項目の設定方法についても適宜検討を行うものとする。

7 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達における費用対効果及び公正性等を十分に踏まえつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注すること等の妥当性も検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際には必要に応じ、中小企業庁がまとめている事例を適宜参考とするものとする。

8 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取り組みや関係省庁からの要請等に留意しつつ、可能な範囲で予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取り組みにより平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮することに努めるものとする。併せて、契約書の作成の際には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合に発注者に承認をとること、及び業務の一括請負等の禁止を明記するものとする。

9 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、調達における費用対効果及び公正性等に留意しつつ、必要に応じ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を適宜参考とするものとする。

10 知的財産権の取り扱いへの留意

印刷やコンテンツの作成等に係る物件及び役務の発注に当たり、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、当該知的財産権の全部又は一部について受注者から譲渡又は利用許諾を受けるときは、その財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

11 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

12 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度や地域貢献度等に加え、迅速性や融通性などを評価項目として考慮することに努めるものとする。

13 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用を努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

1.4 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

地域内において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、当該地域内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

1.5 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに可能な限り配慮し、債権の譲渡が必要と認められる場合には適切に対応するものとする。

1.6 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

- (1) 需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務（以下「清掃等の役務」という。）の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。
- (2) 入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性についても確認するものとする。
- (3) 清掃等の役務にかかる契約について、入札前から当該契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、あらかじめ入札希望者にその改定見込額を考慮した額で応札するよう周知するものとする。また、清掃等の役務にかかる契約について、契約後

に当該契約期間内において最低賃金額の大幅な改定があった場合には、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため、受注者に対し契約金額を変更する必要があるか否かについて確認するものとする。それにより、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回るために単価の見直しが必要となることが判明したときは、契約金額を変更するなどの対応により、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるように可能な限り配慮するものとする。

- (4) 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切な対応に努めるものとする。また、物件及び役務の契約については、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合に契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切な対応に努めるものとする。
- (5) 競争入札において、消費税の適格請求書（インボイス）発行事業者でないことのみをもって、入札に参加させないこととすることは適当ではないことに留意するものとする。

1.7 中小建設業者に対する配慮

- (1) 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、可能な範囲で施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記5に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- (2) 一般競争入札や指名競争入札を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するよう努めるものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- (3) 特に、公共工事に関する発注に当たって共同による請負が可能なものについては、その適切な活用の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

- (4) 地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うことにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (5) 発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、可能な範囲で公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び公共工事等の施工時期等の平準化を図ることにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

1 8 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、必要に応じ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の活用を検討するなど、受注機会の増大に適宜努めるものとする。

1 9 中小石油販売業者に対する配慮

当機構において災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有することとなった場合には、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があったときには十分に協議を行うものとする。

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を一般競争入札により行う場合においては、当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合

には、調達における費用対効果及び公正性等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、必要以上に過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、小企業者を含む小規模事業者やスタートアップを含む調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

（2）競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術や資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められ、入札参加者の確保が図られる場合には、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（以下「トライアル発注認定商品」という。）等の受注の機会の増大

トライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合には、可能な限り当該新規中小企業者を見積先を含める等の配慮をすることにより、受注機会の増大に努めるものとする。

（4）新規中小企業者からの相談体制

契約部の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即した取り組みを行うとともに、当機構内において、官公需適格組合制度に関し、一層の周知に努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署（機構内部の部署、日本科学未来館、海外を除く各事務所）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、当機構内に調達推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、調達推進連絡会議においては、第1の目標達成に向けて調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて各調達担当部署等に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となるよう環境の整備を図る。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

調達推進連絡会議

議長 : 経理契約担当理事
副議長 : 総務部長、契約部長
構成員 : 日本科学未来館経営管理室長
: 理数学習推進部長

(連絡会議事務局 契約部契約調整課)

なお、本連絡会議には、必要に応じて各調達要求部署の長を追加することとする。